

第1回「湖南省多文化共生社会推進本部」本部員会議

場所：東庁舎大会議室

日時：H18.6.5 11:00～

開 会

議 題

- 1 湖南省における多文化共生の現状と課題
- 2 日本語指導が必要な外国人児童生徒の指導の現状と課題
- 3 意見交換

湖南省における多文化共生の現状と課題

平成 18 年 6 月

総務部まちづくり推進課

多文化共生社会の構築に向けて

近年、国内の外国人住民の数は急増し、およそ 200 万人に達しています。平成 2 年の入管法改正により急激に外国人労働者を受け入れたことが起因であります。しかしながら労働力だけを求めた結果、その人たちの生活基盤整備の遅れや、互いの文化・習慣の違いなどへの理解不足などの問題が大きく浮上し、末端市町では様々な問題を抱え困惑しているのが現状です。

旧両町においても、平成 2 年より外国人の転入者が急増し、増加率が全国上位をたどってきた経緯もあり、当時、転入者は短期間で移動する「一時的滞在者」でありました。その後も、外国人住民は増加の一途をたどり、現在では、県下市町で、外国人の密度は当市が最も大きく、別表に示すように、特にブラジル人の転入者は非常に多く、その他の外国人も横這いを示しています。これらを分析すると市内在住の外国人は益々増加をし、定住者も増加傾向であるということが伺えます。

このように全国的にも定住化が進んでおり、「一時的な滞在者」から「湖南省に暮らす生活者」という存在となってきており、地域を構成する「外国籍市民」として認識し、必要な施策を講じていくことが重要となっております。

外国人住民を取り巻く課題は、言語、文化や習慣等にわたり、生活全般に困難をきたしています。そのうえ、行政の仕組みや地域の情報、などの知識が不足しているため、日本人と同等のサービスが受けられていないのも現状です。そのような、あらゆる課題について、これから解決していこうとするのが本会議の目的です。

また全国では、日系南米人が多く在住（集住）する 18 市町が、「外国人集住都市会議」を設立し、外国人住民施策についての情報交換と国への提言活動を行いながら、地域で共通する諸課題に連携し解決して行こうとする取り組みがおこなわれています。この会議に平成 18 年度より、県下で当市が初めてオブザーバーとして承認を受け参加することとなりました。

今後は、これらの取り組みを積極的に推進することで、当市の諸課題の解決につなげようとするものです。

これからは、外国人住民も地域社会の構成員として支援される対象にとどまらず、「地域社会を支える主体」という認識を持ってもらうことが大切です。互いの文化や生活習慣などを理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）を目指し推進して行くものです。

市が抱える外国人に関する課題

教育：いずれは本国に帰るという思いなどから、外国人学校への通学を希望するものの、地理的及び経済的な問題から断念することが多い。結果として、ことばや習慣の違う公立学校に通わせるしかなく、しかし公立学校には十分な受け入れ体制が整っていないのが現状です。

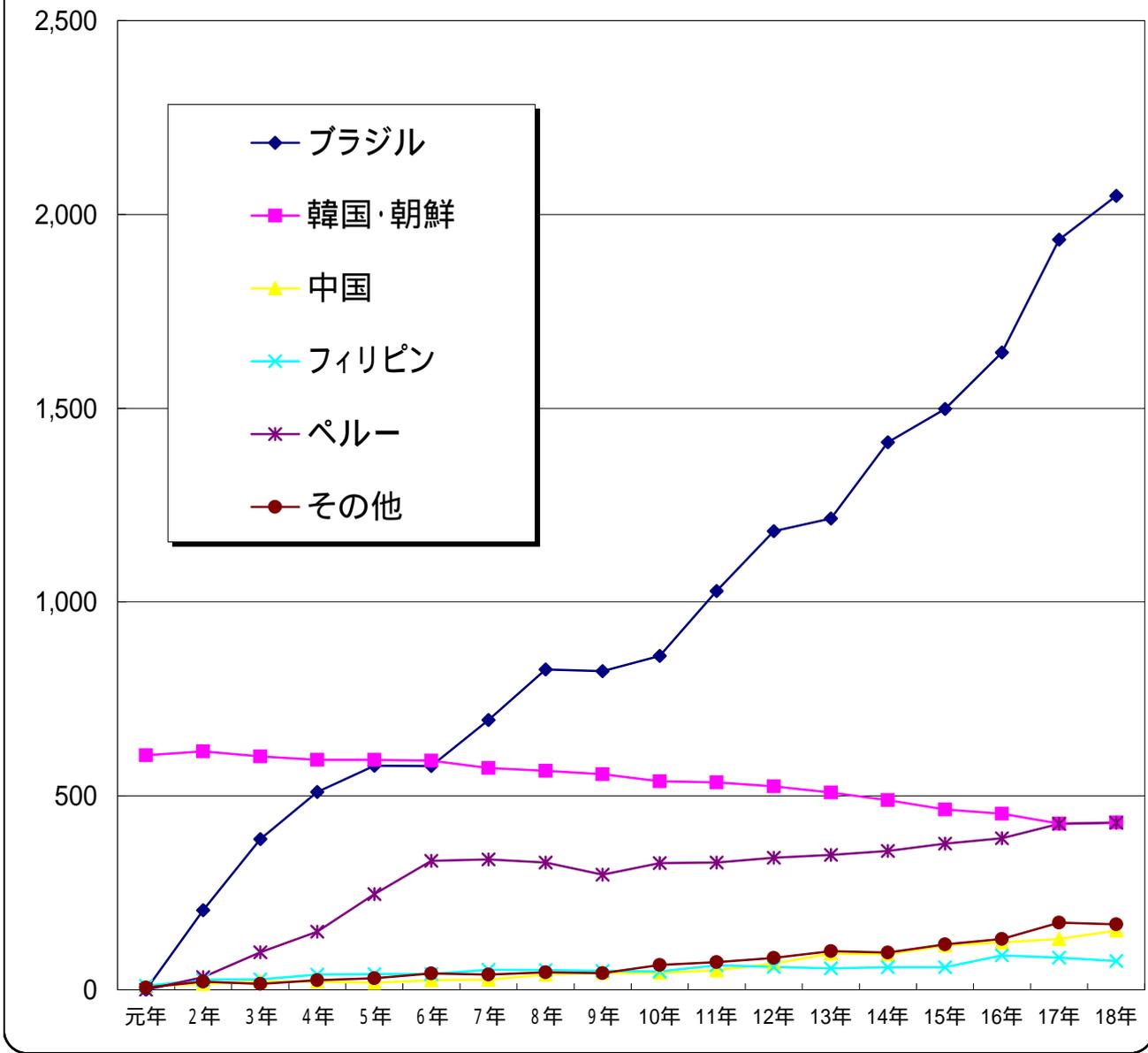
医療：医療に使われる専門用語の通訳が困難なため、自分の症状を的確に伝えられないことが多い。また、自国の慣習や宗教上の違いから、治療や看護方法について様々な問題があります。そのため患者と医療機関との信頼関係が成り立たないだけでなく、早期治療が見込めない場合もあります。

労働：遠く出稼ぎに来ている状況から、自ら進んで長時間労働を希望する外国人が多い。需要側の企業も低コストの外国人を多用するため、賃金格差が広がる傾向があります。また、夜間も父母が働きに出ていることが多く、子どもとのすれ違いが生じています。

地域社会：言語の違いから、コミュニティ活動にも参加できず、外国人が孤立しています。またゴミの分別や公園の利用方法などの生活習慣の違いから、外国人に対する偏見が生まれつつあります。

社会保障：経済的な負担が大きいことから、国民健康保険に加入しない人が多く、また国民年金にも、将来の帰国・永住の不安要素から入りたがらない人が多いのが現状です。

湖南省 外国人登録年度別一覧表

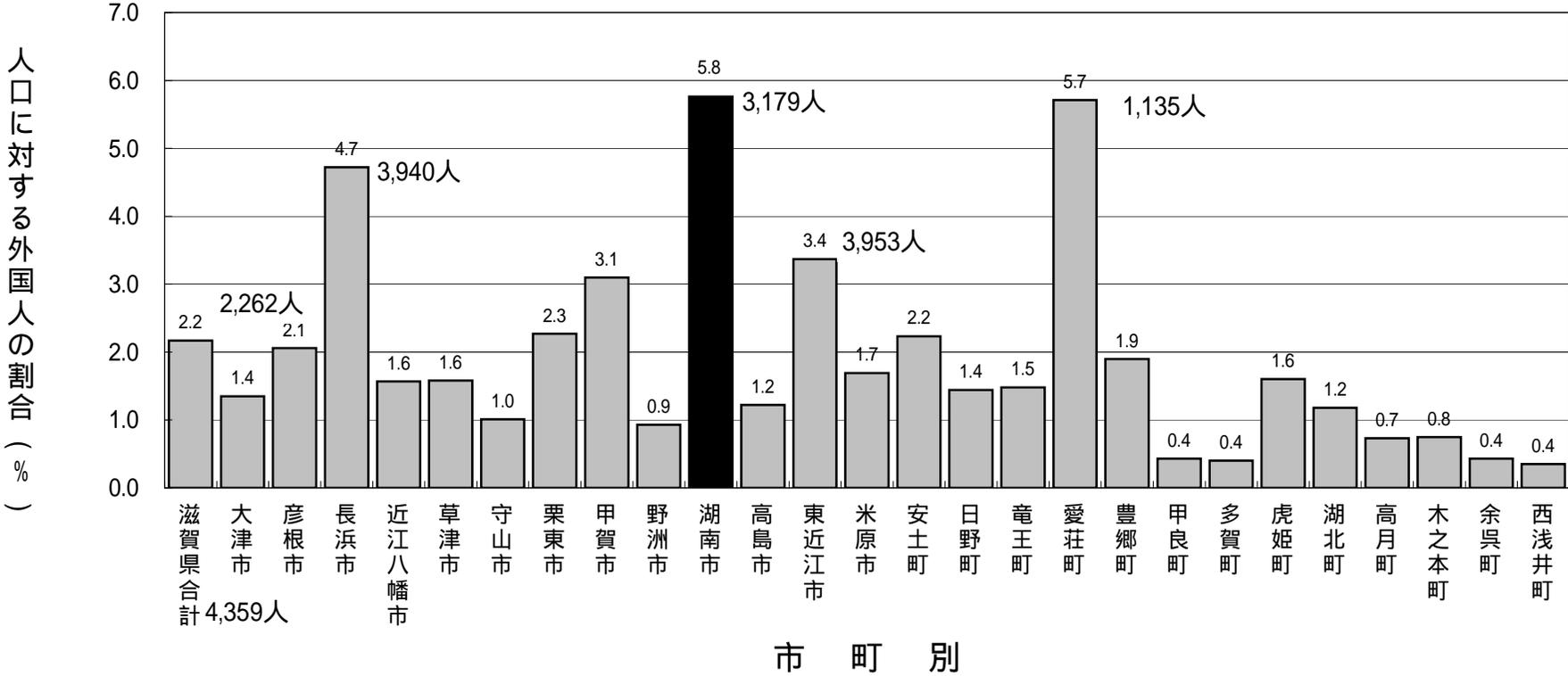


国名	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
ブラジル	0	205	389	510	578	577	696	826	822	861	1,029	1,183	1,216	1,412	1,498	1,644	1,935	2,048
韓国・朝鮮	605	615	602	593	593	591	572	565	556	538	535	525	509	489	465	454	429	432
中国	9	15	22	21	18	25	26	39	44	44	50	68	93	92	114	122	131	153
フィリピン	10	26	27	39	41	41	52	51	49	47	63	59	55	58	58	89	83	74
ペルー	0	33	97	150	247	333	336	328	297	327	328	341	348	358	377	391	428	431
その他	6	21	15	25	30	42	39	45	43	64	71	82	100	96	117	131	173	169
合計	630	915	1,152	1,338	1,507	1,609	1,721	1,854	1,811	1,881	2,076	2,258	2,321	2,505	2,629	2,831	3,179	3,307

12月31日 現在 (但し、平成18年は4月末を表す)

平成15年以前は、石部町と甲西町の合計

滋賀県内市町別 外国人比率



平成17年12月末 現在
 市町別は平成18年5月末現在の合併後を表す
 資料は「滋賀県の人口や世帯数」と「外国人登録国籍別人員調査」
 滋賀県政策調整部統計課発行を使用

湖南省多文化共生社会推進本部設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民が国籍や文化の違いを理解し、互いの個性と文化を尊重し合い、安心して快適に暮らせる多文化共生社会の構築に向けて施策の総合的な推進を図るため、湖南省多文化共生社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生社会推進に向けた施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 多文化共生社会推進に関し必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役をもって充て、本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の所掌事務を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(分科会)

第6条 特定の課題につき必要な調査及び研究を行うため、幹事会に教育、労働、社会保障・医療、地域社会についての分科会を設けることができる。

(招集等)

第7条 会議は、推進本部会議及び幹事会議とする。

- 2 推進本部会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。
- 3 本部長は、推進本部会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。幹事会議においても同様とする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部内において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

推進本部

市長
助役
収入役
教育長
総務部長
総務部理事
市民生活部長
健康福祉部長
産業建設部長
教育部長

別表第 2 (第 5 条関係)

幹事会

幹事長	総務部理事
副幹事長	総務部管理監
	まちづくり推進課長
幹事	
総務部	政策秘書課長
	総務課長
	企画調整課長
	財務課長
	人権政策課長
市民生活部	市民課長
	税務課長
	環境課長
	安心安全課長
健康福祉部	健康政策課長
	社会福祉課長
	子育て支援課長
	高齢福祉介護課長
	地域医療推進課長
	保健福祉課長
産業建設部	建設課長
	都市計画課長
	商工観光課長
	農林課長
	上下水道課長
地域調整局	市民生活課長
教育部	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	人権教育課長

多文化共生社会推進本部検討事項報告書

年 月 日

多文化共生社会推進本部長 様

部(局) 課(局・館)長 印

多文化共生社会推進本部会議に下記のとおり付議したいので報告します。

記

付議案件	
付議事項の要旨	
問題点	
資料	

1 外国人登録国籍別人員表（平成18年4月30日現在）

国籍別	人員
総数	3,307
アルゼンチン	11
ボリビア	13
ブラジル	2,048
中国	153
インドネシア	54
韓国・朝鮮	432
ペルー	431
フィリピン	74
タイ	11
ベトナム	38
無国籍	16
その他	26

2 在籍状況と指導の対応（平成18年5月29日現在）

学校名	外国籍	日本語指導必要	指導の対応
石部小学校	10	10	3日6時間非常勤講師1名
石部南小学校	22	22	県費加配教員1名
三雲小学校	8	7	3日6時間非常勤講師1名
三雲東小学校	1	1	
岩根小学校	8	8	2日6時間非常勤講師1名
下田小学校	3	3	2日4時間非常勤講師1名
水戸小学校	50	45	県費加配教員1名
石部中学校	16	16	県費加配教員1名
甲西中学校	8	8	2日6時間非常勤講師1名
甲西北中学校	2	2	2日4時間非常勤講師1名
日枝中学校	12	9	3日6時間非常勤講師1名
計	140	131	他に市費通訳2名配置（巡回指導）

3 水戸小学校の日本語指導体制

(1) 外国籍児童50人（ブラジル、ペルー、メキシコ、アルゼンチン、中国、韓国）

(2) 日本語指導が必要な児童45人

(3) 指導体制

月曜日・・・県費教員1名 市費教員1名 市費通訳派遣1名2時間

火曜日・・・県費教員1名 市費教員1名 企業通訳派遣1名2時間

水曜日・・・県費教員1名 市費教員1名 市費通訳派遣1名2時間

木曜日・・・県費教員1名 市費教員1名 企業通訳派遣1名2時間

金曜日・・・県費教員1名 市費教員1名 企業通訳派遣1名2時間

（その他ボランティアとして地域の方、保護者に協力依頼）

4 今後の課題

- (1) 本年3月に、甲賀・湖南市の労働者派遣業者と警察、行政等の関係者による連絡会「甲賀・湖南市労働者派遣事業者連絡協議会」が発足したが、こうした連絡協議会を通して、それぞれの立場でさらに課題を解決していく取り組みを進めていく必要がある。
- (2) 外国人が多く居住する都市が互いに連携を深め、問題の解決を図っていくための全国組織「外国人集住都市会議」が組織されているが、現在、本市はオブザーバーとしてこの会議に参加している。こうした会議を通して、他の都市の施策を参考にするとともに、他の都市と連携を図りながら、国に対しても諸施策を要望していきたい。
- (3) 本市では、日本語の指導が必要な児童生徒が5月末で131人在籍している。一番大きな課題は、ことばの問題である。現在、県費教員、市費教員、市の派遣通訳、企業派遣通訳、地域ボランティアの協力によって日本語指導を行っているが、在籍児童生徒の多い学校に対しては、日本語指導の担当教員の複数配置や通訳の派遣を県に要望しているところである。緊急の課題として取り組みを進めていかなければならない。